

## 拓殖大学北海道短期大学公的研究費運営・管理規程

### （目的）

第1条 この規程は、拓殖大学北海道短期大学（以下「本学」という。）における「公的研究費」の運営及び管理に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金分配機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

### （管理責任者）

第3条 公的研究費を運営、管理するため、職制により次の管理責任者を置く。

- （1）最高管理責任者 学長
- （2）統括管理責任者 事務部長
- （3）部局管理責任者 総務課長、学務課長

### （管理責任および権限）

第4条 公的研究費の管理責任者は、次の事項につき管理責任および権限を有する。

- （1）最高管理責任者 公的研究費に係るすべての事項
- （2）統括管理責任者 公的研究費の運営及び管理に係る事項
- （3）部局管理責任者 公的研究費の事務に関する事項

### （公的研究費に係る事務）

第5条 公的研究費に係る事務取扱は、別に定める。

### （取扱基準の明確化・統一化）

第6条 公的研究費の適正かつ円滑な執行のため、取扱基準を明確化し、学内における統一化を図るものとする。

### （関係者の意識向上）

第7条 公的研究費の趣旨に鑑み、公的資金の使用に係る関係者の意識向上に努めるものとする。

- 2 関係者の意識向上を図るために、研修会等を開催する。

### （取扱基準の遵守）

第8条 公的研究費の交付を受ける研究者は、公的研究費に関する法令及び本学の取扱基準を遵守し、これを書面により誓約するものとする。

### （相談窓口）

第9条 公的研究費の使用に係る相談窓口を学務課、総務課に置く。

### （不正防止計画）

第10条 公的研究費に係る不正を防止するため、不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画は、公的研究費に係る本学全体の実態を把握・検証し、不正発生要因に対する改

善策を講ずることとする。

(通報窓口)

第11条 本学の研究活動等の不正行為に関する通報を受け付ける通報窓口を学校法人拓殖大学内部監査室に置く。

2 通報窓口は、研究活動等の不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

(調査及び懲戒)

第12条 管理責任者は、公的研究費に係る不正またはその疑いがあり、調査の必要があると認めるときは、理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告に基づき、理事長は教育職員人事調査委員会または事務職員人事調査委員会に調査を諮問することができる。

3 公的研究費に係る不正が確認された者は、就業規則により懲戒を行う。

(不正関与業者への対応)

第13条 公的研究費に係る不正に関与した業者については、「学校法人拓殖大学調達規程」第6条の規定に基づき取引を停止する。

(内部監査)

第14条 公的研究費の適正な使用を確保するため、別に定める「学校法人拓殖大学内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、学務課が行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。